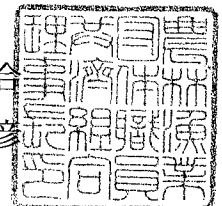


23企発第14号
平成23年10月19日

全国農団労
中央執行委員長 大谷 昇 殿

農林漁業団体職員共済組合

理事長 飯島俊彦



特例年金制度の早期清算に向けた確実な一時金払い選択に関する要請について（回答）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当共済組合の業務運営につきましては、日頃格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成23年9月21日付の標記の要請につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 一時金受給後の再就職に伴う戻入問題について

特例老齢農林一時金を受給した人が再就職し、厚生年金の被保険者資格を取得した場合には、在職支給停止相当分の一時金を返還していただくこととなっています。

返還いただく理由は、仮に返還しないとした場合、本来支給停止となるはずだった年金を実質的に受給できることになり、特例老齢農林年金の在職支給停止者等との均衡を欠くためです。なお、再就職しても厚生年金の被保険者とならない勤務形態（労働時間が通常勤務者の3/4未満等）の場合は、返還の必要はありません。

このように、年金で受給する場合と一時金で受給する場合の整合性を図る必要があることから、内閣法制局の政令審査において、一時金を受給した人が厚生年金の被保険者資格を取得した場合には、在職支給停止相当分の一時金を返還していただくこととなりました。

この取り扱いを直ちに見直すことは困難と考えられますが、もともと、再就職の有無にかかわらず一時金を受給できるような仕組みを考えていた経過もあり、一時金額も徐々に少額化していくことから、今後、機会あるごとに見直しに取り組んでいきたいと考えています。

なお、できる限り簡便な事務手続きに努めるとともに、60歳到達後も団体で継続雇用されている人が団体を退職して在職支給停止解除となった場合についても、農林年金からご本人宛一時金選択のご案内をしています。また、1,000円未満の返還については返還免除としています。

2 特例年金の年金受取口座開設に伴う奨励措置について

農林年金としては、従来から、農林年金受給者連盟と連携して、年金受取口座の系統金融機関の利用促進に努めています。

一時金受給の場合であっても、全国の信用事業の奨励措置の対象となつてしかるべきと考えており、農林中央金庫に実態を確認の上、必要な取り組みをしていきたいと考えています。

3 その他

① 農林年金受給者連盟に対する対応

農林年金受給者連盟に対しても、一時金払い制度の内容について、これまで必要な情報提供を行ってきました。今後も適宜適切な対応に努めてまいります。

② 年金の支給開始年齢に近づいた方への対応

農林年金では、各県の農林年金連絡協議会と連携して、50歳以上の人を対象とした退職準備セミナーを開催し、国民年金、厚生年金とともに、特例老齢農林年金及び特例老齢農林一時金について周知を行っています。

また、支給開始年齢を迎える人には、特例老齢農林年金及び特例老齢農林一時金の内容について、60歳に到達する1月前にご本人宛ご案内をしており、今後もできるだけわかりやすい内容にするよう努めています。

③ 農林漁業団体に対する対応

一時金払い制度の周知については、農林漁業団体の農林年金事務担当者向け研修会を通じて取り組んできました。また、ホームページや広報活動を通じて幅広く周知活動を行っています。今後も、機会がある毎に、一時金払い制度の周知徹底に努めてまいります。